

スペイン語圏諸国と日本の公用語規定

堀 田 英 夫

1. はじめに

公用語とは、『言語学大辞典』では「国家、官庁などの国家機関、公的団体などが、対外的・対内的にその使用を公的に認めている言語」（亀井他、1996：「公用語」の項目）と定義している。同じ項目の中に、「限定された地域社会（community）内で認められている公用語」として「地域公用語」という用語もあげている。

スペイン語圏諸国のうち、エクアドル、エルサルバドル、キューバ、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、スペイン、赤道ギニア、ドミニカ共和国、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ベネズエラ、ペルー、ホンジュラス、ボリビアの16か国は、español（スペイン語）または castellano（カスティーリャ語＝スペイン語）を国の公用語であると憲法で規定している。これらの内、赤道ギニアは、スペイン語、フランス語、その他法で定める言語が、パラグアイは、スペイン語とグアラニ語（ワラニー語）が国の公用語であると規定している。エクアドル、コロンビア、スペイン、ニカラグア、ベネズエラ、ボリビアは、地域公用語としてスペイン語以外の言語をいくつかあげている¹⁾。さらに、国の領域や、特定の地域という範囲設定の他に、エクアドルやニカラグアの憲法に規定されているような、異文化間の関係において、また法律が定める事項や場合における公用語という考え方もある²⁾。地理的に、あるいはコミュニティによって範囲を決めるのではなく、言語が使用される場面・状況により公的な使用を認めるという考え方である。「特定場面公用語」とでも名づけられるだろうか。

アルゼンチン、ウルグアイ、チリ、プエルトリコ、メキシコの憲法には、公用語の規定がない。本稿は、これらの5か国と、同じく憲法での公用語規定のない日本で、国内の公的場面での公用語が、いくつかの法律のレベルでどのように規定されているのかを調べ、比較することを目的とする。今回は、アルゼンチンの県 (Provincias)、メキシコの州 (Estados) など地方レベルではなく、国全体の規定を見ることとする。引用したスペイン語条文の後の () 内に拙訳を添えた。

2. 日本の場合

2.1. 立法

「国会法」³⁾には、国会や国会の委員会において用いる言語の規定がない。平成6年11月9日の第131回国会環境特別委員会第3号の記録⁴⁾に「ニシパウタラ カッケマクタラ シネイキンネ コンカミナ ネプクネワ ソモネヤッカ ニシバエウタラネ クキカネワ クコロウタリ ヨロイラウエ シベツテツパ クノ クネプキルスイナ エンカオピュキワ ウンコレヤン」と、参議院議員萱野茂委員のアイヌ語による発言の記録がある。ただその後に本人により同じ内容が日本語で発言されている⁵⁾。同年11月24日の内閣委員会第7号記録⁶⁾には、もう少し長いアイヌ語による発言が記録されている。この記録の萱野委員の発言の中に、委員会事務局からの話として「国会の慣習として外国語を使用する場合は理事会の了解を得ることとしている」とある。アイヌ語は、「外国語」すなわち「外国の言語」という定義にはあてはまらない。アイヌ語での発言も理事会で諮ったが、アイヌ語が外国語であるとはいっていないとの岡野裕委員長発言が記録されている⁷⁾。アイヌ語とは別に、理事会の了解が得られれば日本語、アイヌ語以外の外国語での発言も可能と解釈できる。

2.2. 司法

「裁判所法」⁸⁾の第七十四条に、「裁判所では、日本語を用いる」とあり、使用する言語が日本語であるとの規定がある。「民事訴訟法」⁹⁾でも「第一百五十四条 口頭弁論に参与する者が日本語に通じないとき、又は耳が聞こえない者若

しくは口がきけない者であるときは、通訳人を立ち会わせる。ただし、耳が聞こえない者又は口がきけない者には、文字で問い、又は陳述をさせることができる。」とある。「刑事訴訟法」¹⁰⁾では、「国語」という語を使っている。「第七十五条 国語に通じない者に陳述をさせる場合には、通訳人に通訳をさせなければならない。第七十六条 耳の聞えない者又は口のきけない者に陳述をさせる場合には、通訳人に通訳をさせることができる。第七十七条 国語でない文字又は符号は、これを翻訳させることができる。」とある。

「国語」という語には、文字通りのある一国における共通語または公用語という意味の他に、日本語の意味でも使われている。この場合の「条文は日本語のことを国語とっているのだと理解できる」（齋藤 2006）。

日本語にも地域差・方言があり、別の地域の方言話者とは意思疎通が困難なもの、あるいは他の方言や共通語では、的確に表現できない語や表現を持つ方言もある。裁判の中で、これらの方言の使用について、榎澤（2009）に法令や裁判事例に基づく考察がある。国内法の規定における日本語・国語の中に方言が含まれていること、方言で意思疎通が困難な場合は「日本語に通じない者」に準ずるとして位置づけられる。「通じる者」か「通じない者」かの境界線は、不明確であり、この判断は裁判所の訴訟指揮権に委ねられると結論している。そして「日本語」の定義や「日本語に通じない者」かどうかの判断が、裁判所ごとの訴訟指揮権に委ねられることで、裁判ごとに範囲が異なるという問題点を提起し、「市民的及び政治的権利に関する規約」に基づき、使用する言語を当事者（特に被告人）に選択させ、裁判の当事者の請求によって通訳人を付けることが必要という問題提起をしている（p. 90）。

2.3. 教育や文化振興

日本語に関する行政、および教育行政に関わる法律では、「国語」という語が使われている。「文部科学省設置法」¹¹⁾「第四条 文部科学省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。（中略）八十五 国語の改善及びその普及に関すること」、「学校教育法」¹²⁾「第二十一条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法¹³⁾第五条第二項に規定する目的を実現するた

め、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。（中略）五 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」、「教育職員免許法」¹⁴⁾の第四条で、免許上の種類としての教科名の一つに「国語」がある。

「文字・活字文化振興法」¹⁵⁾には「国語」と「日本語」の両方の語が使われている。第3条第2項では「文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない」とあり、「国語」が日本語を意味していると読める。一方第9条の「外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援」という文脈では、外国語との対比で、日本語という語が使われている。「独立行政法人国立高等専門学校機構法」¹⁶⁾第14条には、「国立国語研究所において行われていた国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究」とある。文化芸術振興基本法¹⁷⁾は、「国語教育」（第18条）と「外国人に対する日本語教育」（第19条）を別々の条文に記載している。「文部科学省設置法」¹⁸⁾において文科省の所管を列挙している第4条にも「外国人に対する日本語教育に関すること」（第36項）と「国語の改善及びその普及に関すること」（第85項）を並べている。これらのことから、法律のレベルでは、日本国内対象の教育の対象たる言語を「国語」、同じ言語ではあるが、外国人対象に教育する言語を「日本語」と称していることがわかる。

「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」¹⁹⁾の第2条では、「この法律において『アイヌ文化』とは、アイヌ語並びにアイヌにおいて継承されてきた音楽、舞踊、工芸その他の文化的所産及びこれらから発展した文化的所産をいう」とあり、アイヌ語を含むアイヌ文化の振興が図られている。しかし、公的な場面でアイヌ語が使われることを認めるかどうかの規定はない。沖縄振興特別措置法²⁰⁾には、「第八十四条 国及び地方公共団体は、沖縄において伝承されてきた文化的所産の保存及び活用について適切な措置が講ぜられるよう努めるとともに、地域における文化の振興について適切な配慮をするものとする」とはあるが、「地域における文化」の中に沖縄のことばを含むかどうかについての記載はない。

「津波対策の推進に関する法律」²¹⁾では日本語弱者への留意も求めている。「第九条 国及び地方公共団体は、津波に関する予報又は警報及び避難の勧告又は指示が的確かつ迅速に伝達され、できる限り多くの者が、迅速かつ円滑に避難することができるようにするために必要な体制の整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。(中略) 3 第一項の措置を講ずる場合及び前項の計画を定める場合には、高齢者、障害者、乳幼児、旅行者、日本語を理解できない者その他避難について特に配慮を要する者の津波からの避難について留意しなければならない。」

「障害者自立支援法」²²⁾第77条に市町村の地域生活支援事業を記載している中に第2項「聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等につき、手話通訳等(手話その他厚生労働省令で定める方法により当該障害者等とその他の者の意思疎通を仲介することをいう。)を行う者の派遣」と書かれている。また、「公職選挙法」²³⁾第197条の2第2、第3、第4項に、事前に届出て報酬を支払う選挙運動従事者の中に、手話通訳者を記載している。

2.4. 日本の法律での言語

以上は、法律のレベルで言語についてどのような扱いがされているかを見たものである。榎澤(2006)は、法律のみでなく、命令や規則、判例も含み言語に関する法令を整理し²⁴⁾、日本の法令は「少なからず多言語状態を意識はしている」、しかし「重要視されている言語は、標準的な日本語である」、そして、「やはり単一言語国家型を志向しているといえる」とまとめている(p. 40)。

「国語」という語を使い、日本語を意味し、単一言語国家であることが前提となっている規定がある一方、外国語との対比では、「日本語」と呼んでいる。公的な場面のうち、裁判では通訳人を立ち会わせることを規定し、また津波災害に対して日本語が理解できない者への留意が、日常生活と選挙運動には手話通訳を使うことが配慮されている。

3. アルゼンチン

3.1. 司法

アルゼンチンの「刑事訴訟法」²⁵⁾で、訴訟行為 (actos procesales) において、「国語」(idioma nacional) が使用されなければならないとの規定 (Art. 114) があり、国語と異なる言語の文書や陳述を翻訳する必要がある場合、裁判官が、個人的にその言語の知識がある場合でも、通訳を指名 (nombrar) する (Art. 268) とある。日本におけるのと同じく「国語」という表現で、スペイン語を意味することは自明のこととしているようである。

「民・商法」²⁶⁾には、公正証書 (escritura pública) (Art. 302)、および会計帳簿 (Art. 325) は、国語で書かれなければならないとする条文がある。また登記官 (oficial público) の面前での法的な結婚式において、結婚する二人のいずれか、あるいは両方とも国語がわからない場合は、公認登録通訳・翻訳者 (un traductor público matriculado)、もしそのような者がいない場合は、的確な通訳 (un intérprete de reconocida idoneidad) を立ち合わせる (Art. 419) という規定がある。

「民・商法訴訟法」²⁷⁾でも、すべての訴訟行為において国語が使用されることとし、陳述を行わなければならない者が国語を知らない時には、裁判官もしくは裁判所が、抽籤によって一人の公的通訳・翻訳者 (traductor público) を指名 (designar) する、また聾啞者に発言を求める時も通訳を指名する (Art. 115) とある。

3.2. 教育とマスコミ

「教育法」²⁸⁾には、国による教育政策の目的として、読み書きの重点を置くことを強める (Fortalecer la centralidad de la lectura y la escritura) という記述はある (Art. 11. l)。読み書きという場合、スペイン語によるということは当然視されていると考えられる。ñ) の項には、すべての生徒対象の教育において多文化を評価することを促進することで、先住民族にその言語と文化的アイデンティティを尊重することを保証すること²⁹⁾という記述もある。

幼児教育の目的の条項 (Art. 20. e) では、様々な表現手段による表現とコ

コミュニケーション能力の促進 (Desarrollar la capacidad de expresión y comunicación a través de los distintos lenguajes, verbales y no verbales)、初等教育 (Art. 27) の目的では、様々な分野の知識を身につけさせる機会を提供すると記載のある条項の中に、「言語とコミュニケーション」(la lengua y la comunicación)、それに諸外国語 (las lenguas extranjeras) という記載はあるが、スペイン語かどうかは明記してない (Art. c)。中等教育の目的を規定した第30条でようやくスペイン語 (lengua española) と明示されている。

“d) Desarrollar las competencias lingüísticas, orales y escritas de la lengua española y comprender y expresarse en una lengua extranjera.” (スペイン語の口頭と筆記の言語能力を発展させることと、一つの外国語を理解し、それで表現すること) (Art. 30. d)

第52条には、二言語異文化間教育 (Educación Intercultural Bilingüe) が、先住民が自分たちの文化基準、言語、宇宙観、民族的アイデンティティを守り強化する教育を受ける権利を保障する教育制度の様式であると規定している。この教育で使用する言語についての記載はない。

2009年1月12日公布の法律³⁰⁾で、国の教育制度における中等教育³¹⁾において、またブラジルとの国境を接する県では、初等教育のレベルで、外国語としてのポルトガル語教育を義務化している。南米南部共同市場 (MERCOSUR : Mercado Común del Sur) によるブラジルとの関係を緊密化する目的によるものと考えられる³²⁾。

1968年公布の「映画活動促進法」³³⁾には、アルゼンチンの映画としての条件 (Art. 8) の最初に

“ser habladas en idioma castellano” (カスティーリャ語で話されていること) とある。

「視聴覚コミュニケーションサービス法」³⁴⁾では、例外として認められた場合以外、すべての放送は、公用語 (el idioma oficial) で表現されなければならないと規定している (Art. 9)。この公用語がスペイン語を意味することも自明と考えられる。

「吹き替え法」³⁵⁾に、「中立カスティーリャ語」(idioma castellano neutro) とい

う表現が使われている。

“El doblaje para la televisación de películas (...) deberá ser realizado en idioma castellano neutro, según su uso corriente en nuestro país, pero comprensible para todo el público de América hispanohablante.” (Art. 1) (テレビ放映の映画 (中略) の吹き替えは、わが国で一般的に用いられている用法に従い、しかしスペイン語系南北アメリカで一般に理解される、中立カスティーリャ語で、行われなければならない)

この中立カスティーリャ語という表現は、他のスペイン語系南北アメリカ諸国のスペイン語と異なる特徴を持つアルゼンチン・スペイン語を意識しつつ、しかし、吹き替えをした映画を販売する市場としての他のスペイン語圏諸国を意識したものと考えられる。

4. ウルグアイ³⁶⁾

刑事訴訟法 (Ley N° 16.893. Código del Proceso Penal. 1997) の第95条は、裁判での言語 (Idioma) を規定していて、第1項で、訴訟行為はカスティーリャ語 (el idioma castellano) で行わなければならないとし、第2項で、カスティーリャ語を知らない者、聾啞者による陳述・表明は、しかるべく翻訳・通訳されることとしている。第178条にも証人の証言について同様の記述がある。

民法 (Código Civil. 2010³⁷⁾) の遺言証書 (testamento solemne) についての記述の中で、カスティーリャ語がわからない遺言者による遺言は、言葉のわかる二人の通訳と三人の証人の前で公証人が開封し、提示することを規定している。すなわち、遺言は、カスティーリャ語で書かれているのが普通のこととして、カスティーリャ語以外の言語で書かれているものを特別のこととしていることがわかる。

“799. Quien no conozca el castellano, pero se exprese claramente en otro idioma y lo escriba, podrá otorgar testamento abierto en la siguiente forma” (799条, カスティーリャ語がわからないけれど、他の言語で明確に表現でき、それを書くことができる者は、次の形式で公正証書遺言を作成することができるものとする)

タバコによる健康被害を防ぐ法律 (Ley Nº 18.256. 2008) には、公共施設と職場の閉鎖空間、ならびに閉鎖空間もしくは戸外の保健衛生と教育施設での禁煙を規定し、そこにスペイン語で (en idioma español)、次のように表記することを義務付けている：“Prohibido fumar, ambiente 100% libre de humo de tabaco” (禁煙、タバコの煙から100%自由な環境)

教育基本法 (Ley General de Educación. aprobado en la Cámara de Senadores el 10 de diciembre de 2008)³⁸⁾には、何語で教育を行うかについての規定はない。第40条には、ウルグアイに存在する母語として、スペイン語、ポルトガル語、ウルグアイ手話³⁹⁾をあげている：

“5) La educación lingüística tendrá como propósito el desarrollo de las competencias comunicativas de las personas, el dominio de la lengua escrita, el respeto de las variedades lingüísticas, la reflexión sobre la lengua, la consideración de las diferentes lenguas maternas existentes en el país (español del Uruguay, portugués del Uruguay, lengua de señas uruguaya) y la formación plurilingüe a través de la enseñanza de segundas lenguas y lenguas extranjeras.” (言語教育は、人々のコミュニケーション能力の発達、書記言語の習得、言語多様性への尊重、言語について考えること、(我が) 国に存在する様々な母語 (ウルグアイ・スペイン語、ウルグアイ・ポルトガル語、ウルグアイ手話) への配慮、そして、第2言語と外国語の教育によって複数言語の教育を目的とするものとする)

商標法 (Ley de Marcas. 1998)⁴⁰⁾の第4条の記載からは、ウルグアイでは、スペイン語が一般的に使われ、理解される言語と解釈できる。

“12º Las palabras o las combinaciones de palabras en idioma extranjero cuya traducción al idioma español esté comprendida en las prohibiciones de los numerales 9º), 10) y 11) precedentes.” (第12項 外国語の語や語の結合で、そのスペイン語訳が前項の第9, 10, 11項の禁止事項と解釈される場合)

5. チリ⁴¹⁾

刑事訴訟法 (Código Procesal Penal; Ley no. 19.696. 2000年) で口頭主義を規定する第291条に、カスティーリャ語 (el idioma castellano) がわからない者や

口頭でのコミュニケーションができない者には、筆記や通訳をつけることを認めている。

家庭裁判所法 (Ley Núm. 19.968 Crea los Tribunales de Familia. 2004) の43条には、カスティーリャ語がわからない証人からは、18歳以上の通訳によって証言を得ると規定してある：

“De la necesidad de intérprete. Si el testigo no supiere el idioma castellano, será examinado por medio de un intérprete mayor de dieciocho años, quien prestará juramento o promesa de desempeñar bien y fielmente el cargo, y por cuyo conducto se interrogará al testigo y se recibirán sus contestaciones.” (通訳の必要性について。もし証人がカスティーリャ語を知らないならば、18歳以上の通訳によって取り調べられるものとする。通訳者は務めをうまく誠実に果たすことを誓約または約束することとし、その通訳者によって証人に尋問し、回答を得ることとする)

婚姻法 (Ley no. 19.947. 2004) 第13条には、先住民族の場合、婚姻の表明や情報、それに結婚式が、母語で実施されることを請求することができると規定してある。また聾啞者の場合は、手話を知っている人によって通訳させると規定してある：

“Las personas pertenecientes a una etnia indígena, ... podrán solicitar que la manifestación, la información para el matrimonio y la celebración de éste se efectúen en su lengua materna. En este caso, así como en el que uno o ambos contrayentes no conocieren el idioma castellano, o fueren sordomudos que no pudieren expresarse por escrito, la manifestación, información y celebración del matrimonio se harán por medio de una persona habilitada para interpretar la lengua de el o los contrayentes o que conozca el lenguaje de señas.” (先住民族に属する者は、……結婚の表明や情報、また結婚式が母語で行われることを請求することができるものとする。この場合、当事者の一方あるいは両方がカスティーリャ語がわからなければ、あるいは筆記で自己を表現することができない聾啞者であるならば、結婚の表明、情報、開催は当事者の言語、あるいは手話を通訳することができる者によって行われる)

第16条には、婚姻の証人となることができない者として、カスティーリャ語がわからない者、あるいは明白に自分を表現することができない者があげてある：

“No podrán ser testigos en las diligencias previas ni en la celebración del matrimonio: ... 5º Los que no entendieren el idioma castellano o aquellos que estuvieren incapacitados para darse a entender claramente.” (次の者は、結婚の事前の手続きおよび結婚式の証人になることができないものとする：…… 5. カスティーリャ語がわからない者、または明白に自分を表現することができない者)

法律第17439号 (Ley Nº 17.439. 1980) の第1条には、ラジオ、テレビの生放送や生の興行において、俳優や役者のカスティーリャ語話者の85%が、チリ人でなければならないと規定している：

“En los espectáculos artísticos de números vivos que se presenten en radioemisoras, canales de televisión, salas de espectáculos, boites, cabarets, casinos, hosterías, clubes sociales, quintas de recreo, restaurantes, rodeos, ramadas, exposiciones, gimnasios, circos y carpas móviles y establecimientos similares, el 85% de los artistas que se expresen en el idioma castellano, a lo menos, deberán ser chilenos.” (ラジオ放送、テレビ局、劇場、ナイトクラブ、キャバレー、カジノ、ホテル、社交クラブ、レクリエーション農場、レストラン、ロデオ、見世物小屋、展覧会、ジム、サーカス、そして、テント小屋や類似の設備において上演される生の演芸・見世物においては、カスティーリャ語で自分のいいたいことを表現する出演者の85%が、少なくとも、チリ人でなければならないものとする)

また、教育体制組織法 (Ley Orgánica Constitucional de Enseñanza⁴²⁾) には、初等教育の生徒たちは、卒業時に、読み書きできること、カスティーリャ語で口頭によって、また書くことで自分を正確に表現できることを到達目標の第1番目に掲げている：

“Artículo 13. Para lograr los objetivos generales señalados en el artículo anterior, los alumnos de la enseñanza básica deberán alcanzar los siguientes requisitos mínimos de egreso:

a) Saber leer y escribir; expresarse correctamente en el idioma castellano en forma oral y escrita, y ser capaz de apreciar otros modos de comunicación;” (第13条、前条項に示された一般的な目的を達成するために、初等教育の生徒は、卒業時に以下の最低限のレベルに到達しなければならないものとする：a) 読み書きできること；カスティーリャ語で口頭と筆記で自分がいたいことを正確に表現できること、また他のコミュニケーション方法を尊重できること)

先住民言語が文化的財産であること、またその教育を選択することができることは、政令 (decreto) のレベルで規定されている⁴³⁾。

6. プエルトリコ

スペインによる植民地であったプエルトリコが、1898年の米西戦争の結果、アメリカ合衆国軍が占領し、アメリカ大統領が知事を任命する直轄領とされた。1940年に初めてプエルトリコ人知事の任命、1948年に民選知事となり、1952年にアメリカ合衆国の自由連合州という地位を定めた現行憲法が住民投票で承認され、現在に至っている (大貫他、2013 : p. 612)。

アメリカ合衆国が占領した1898年、軍司令部の命令192号で、プエルトリコ政府の使用する公用語は英語とされた。1902年2月21日には、スペイン語と英語を区別することなく政府が使うことを認める法律が承認され、1991年4月5日の法律第4号で、スペイン語を公用語と規定した (Ley. 1. 1993: Exposición de Motivos)。そして1993年1月28日承認の現行の法律第1号では、スペイン語と英語両方を公用語と規定している：

“Artículo 1.—Se establecen el español y el inglés como idiomas oficiales del Gobierno de Puerto Rico. Ambos se podrán utilizar, indistintamente, en todos los departamentos, municipios, u otras sub-divisiones políticas, agencias, corporaciones públicas, oficinas y dependencias gubernamentales de las Ramas Ejecutiva, Legislativa y Judicial del Estado Libre Asociado de Puerto Rico, conforme a lo dispuesto en esta ley, o lo que por ley especial se dispone.” (第1条——スペイン語と英語をプエルトリコ政府の公用語とする。両方が、差別されることなく、この法律または特別法に規定されるところに従い、プエルトリコ自由連合州の、すべての省、自

治体、その他の行政下部組織において、行政、立法、司法部門における支所、公社、役所、所属機関で使用される。)

そして、第2条では、必要な場合、翻訳や通訳でどちらの言語でも関係者が理解できるようにすることと規定している。英語も公用語とした理由は、アメリカ合衆国との関係のみならず、国際語としての英語という考えが記載されている：

“El inglés constituye el idioma que más frecuentemente se utiliza para llevar a cabo las comunicaciones internacionales hoy día.” (Ley. 1. 1993: Exposición de Motivos) (英語は、今日国際的なコミュニケーションを行うために最も頻繁に使用される言語である)

公教育は、スペイン語と英語の両方、またはいずれかで行うと規定されている。

“La enseñanza se impartirá en español y/o inglés en las escuelas del Sistema.” (Ley 149. 15 de julio de 1999. Art. 5.06) (教育制度における学校では、教育はスペイン語および英語、またはいずれかで行われるものとする)

しかし、プエルトリコの社会で、両言語が同じレベルで使われているわけではない。2000年の統計で、プエルトリコの5歳以上の人口の85.6%が家庭では英語以外を話し、英語能力を4レベルのどのレベルかの質問へは、「とても良く話す」(Very well)より低い回答(Well, Not well, Not at all)が71.9%とのアメリカ合衆国の国勢調査結果がある⁴⁴⁾。Lewis et al. (2014)のデータ⁴⁵⁾でも、スペイン語話者が3,900,000人⁴⁶⁾に対して、英語は、100,000人、第2言語としての英語使用者は1,840,000人である。スペイン語使用者の方が多い。そのため、公用語についての論争は続いており、2014年8月にもスペイン語と英語を共に公用語として認めるとしても、スペイン語を第1公用語、英語を第2公用語とするといった法案が、提案されている。

7. メキシコ

7.1. 先住民言語との関係

メキシコは、憲法(第2条)で、メキシコ国家は不可分であると宣言しつ

つ、先住民文化を含む複文化構成であると認めている。そして、先住民コミュニティの自己決定権を認めている。自分たちで決めることができることを列挙し、その中に、自分たちの言語を維持し豊かにすること（第2条 A. IV）、裁判では、通訳とその先住民文化と言語の知識を持った弁護人を付けられる権利（第2条 A. VIII.）をあげている。また、連邦、州、市の行政に先住民の権利擁護のための義務を列挙した中に、二言語の異文化間教育を促進しつつ学校教育のレベルを上げることを保障することをあげている（第2条 B. II.）。それに附則（Transitorios）には、連邦の行政の長が、先住民言語へ憲法を翻訳することを命じ、先住民共同体に憲法を普及させることを命じるようにと規定している。しかし公用語についての規定は、憲法にはない。

公用語（lengua oficialあるいは idioma oficial）という用語は使っていないけれども、公的な手続きなどの使う言語として、「先住民族言語権基本法」（Ley General de Derechos Lingüísticos de los Pueblos Indígenas）⁴⁷⁾に、先住民言語がスペイン語と同じ効力を持つと規定している。

“ARTÍCULO 4. Las lenguas indígenas que se reconozcan en los términos de la presente Ley y el español son lenguas nacionales por su origen histórico, y tienen la misma validez en su territorio, localización y contexto en que se hablen.”（第4条、本法の記述によって認められている先住民言語とスペイン語は、歴史的な成り立ちによって国語であり、それが話される領域、場所、状況において、同等の価値を持っている。）

“ARTÍCULO 7. Las lenguas indígenas serán válidas, al igual que el español, para cualquier asunto o trámite de carácter público, así como para acceder plenamente a la gestión, servicios e información pública. Al Estado corresponde garantizar el ejercicio de los derechos previstos en este artículo, conforme a lo siguiente:”（第7条、先住民言語は、スペイン語と同じく、公的な性格を持つ事柄あるいは手続きにおいて、また公的な手続き、サービス、情報に完全にアクセスするために有効である。本条に定められた権利を行使することを保障することは、以下に従い、国家に属する：）

教育一般法（Ley General de Educación. 1993. Última reforma publicada DOF 20-

05-2014) には、先住民言語の話し手は、自分の言語とスペイン語 (español) における義務教育を受けることができると規定している (第7条)。

7.2. 司法

刑事訴訟国家法 (Código Nacional de Procedimientos Penales. 2014年3月。2016年6月18日までに徐々に有効と経過規定にある) 第45条で、訴訟行為は、スペイン語 (idioma español) で実施されなければならないものとし、スペイン語を話したり理解したりできない者には、通訳や翻訳、あるいは他の技術によるコミュニケーションを認めている。また先住民族や先住民共同体のメンバーの場合、スペイン語を話すことができても、請求すれば、自分の言語と文化を知る通訳を指名すると規定されている。刑事訴訟国家法が効力を持つまでの刑事訴訟連邦法 (Código Federal de Procedimientos Penales. 1934年, Última reforma publicada DOF 13-06-2014) では、同様の規定が、第15条、28条、103条、141条、154条、246条、278条、388条にカステイーリャ語 (idioma castellano) として記載されている。

7.3. マスコミ

テレビ・ラジオ放送連邦法 (Ley Federal de Telecomunicaciones y Radiodifusión)⁴⁸⁾ の第230条では、マスコミで使用する言語を国語 (idioma nacional) としつつ、先住民言語の使用を妨げるものではない、また外国語による放送は、スペイン語 (español) での字幕や翻訳を使うことを規定している。また、この法律を布告する政令の経過規定には、手話と聴覚障害者のための字幕の記載がある。

“deberán contar con lenguaje de señas mexicana o subtítulo en idioma nacional” (43) (メキシコ手話または国語による [通常] 隠された字幕を含めなければならない)

映画連邦法 (Ley Federal de Cinematografía. 1992. Última reforma publicada DOF 28-04-2010) には、必要な場合、スペイン語 (español) の字幕、子供向け映画の場合は、スペイン語での吹き替えで上映されること (第8条) とある。

8. まとめ

憲法で公用語を規定していない国々のうち、プエルトリコは、アメリカ合衆国の自由連合州という地位から、スペイン語と英語のどちらを公用語として認めるのか、あるいはどちらを優先させるのかというせめぎあいの中で、公用語を規定する法律を持っている。メキシコは、先住民の言語権を規定する法律を持ち、その中で、先住民言語とスペイン語を国語 (*lengua nacional*) としている。これら以外の国々は、司法の場面や教育などで使用する言語をそれぞれの法律で規定している。また、日本で「国語」を日本語の意味で使うのと同じように、アルゼンチンとメキシコでは、スペイン語の意味で「国語」という用語を使っている場合がある。また外国語との対比では「日本語」という表現をしているのと同じく、外国語との対比において「スペイン語」 (*español, castellano*) という語が使われる。

「中立カスティーリャ語」 (*idioma castellano neutro*) という表現が使われているアルゼンチンの法律からは、自国のスペイン語と異なるスペイン語圏全体での共通スペイン語あるいは標準スペイン語の存在を意識していることがわかる。

憲法上に先住民言語について規定している国があるように、アルゼンチンとチリは、先住民の言語、文化の存在を認め、複数文化、複数言語としての国の文化、教育を法律のレベルで規定している。ただ、その場合でも、法律からは、スペイン語が使われることが前提のなっているということが見て取れる。

* 本研究は、JSPS 科研費24520475の助成を受けたものです。

注

- 1) 堀田 (2013) で、赤道ギニアは、2012年2月公布の現行憲法を参照できなかったため、公用語がスペイン語のみとなっている憲法案を資料とした。現行憲法に基づき、この部分を訂正する：“Las lenguas oficiales de la República de Guinea Ecuatorial son el Español (*sic*), el Francés (*sic*) y las que la Ley determine.” (Art. 4º 1) (赤道ギニア共和国の公用語は、スペイン語、フランス語、そして法が定める言語である) とある。

赤道ギニアでスペイン語とフランス語が公用語という規定があっても、両言語の使

用状況は、同じではない。Lewis et al. (2014) によると、スペイン語は、話者数の記載はないが、「広く行き渡っている。第1言語使用者は少ない。第2言語使用者で、大部分は植民地時代からの第2言語、しかし母語話者はほとんどいない。(両親が異なる民族出身でお互いの言語が使えない都市の子供)」(拙訳) という状況に対して、フランス語は「大部分は都市。第2言語使用者で、10万人。移民のために増加中」(拙訳) とある。全人口693,000人とあるので、フランス語は人口の約14.4%のみが使用者である。Leclerc (2014) によると、1968年10月に独立してからマシアス・ンゲマ (Francisco Macías Nguema. 1968–1979) の11年間の独裁政権の中で、当初は、憲法で公用語をスペイン語であると規定し、実際に使われていたのだが、一時期、増大するスペインへの経済的依存を嫌ったンゲマ大統領の反スペイン主義から、学校やメディアからスペイン語が排除された。1979年8月のクーデターにより、ンゲマ大統領の甥オビアン・ンゲマによる政権が成立して後の1982年の基本法 (Ley Fundamental de 1982) 第1条で、公用語としてのスペイン語の地位が再確認された。しかし、政権維持のため、フランスとの関係強化政策の中、1989年からフランス語が「作業言語」にまで地位を上げ、1998年の憲法改訂により、公用語はスペイン語とフランス語であると規定された。ポルトガル語諸国共同体 (CPLP. *Comunidade dos Países de Língua Portuguesa*) への加盟をめざし、2011年に、スペイン語、フランス語、それにポルトガル語を公用語とするという規定に憲法第4条を改訂した。2012年の現行憲法では、ポルトガル語が条文からは削除され、「スペイン語、フランス語、その他法で定める言語」とされた。Leclerc (2014) には、アフリカ土着で、国民の80% (Lewis et al. (2014) によると85%) によって話されるファン語 (Fang) を公用語としたいというオビアン・ンゲマ大統領の意向からとしている。赤道ギニアでは、時々の方策によって憲法の公用語規定が変更されている。

- 2) エクアドル憲法第2条で異文化間の関係 (relación intercultural) と法の定める事項 (en los términos que fija la ley) と規定し、ニカラグア憲法第11条で法が定める場合 (en los casos que establezca la ley) と規定している。
- 3) 昭和二十二年四月三十日法律第七十九号、最終改正：平成二四年六月二七日法律第四七号
- 4) <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/131/1490/13111091490003a.html> (2014年10月23日参照)
- 5) 「紳士の皆様、淑女の皆様、御一同様にごあいさつを申し上げます。何者でもない私ではありますが、皆様の末席に座らせていただき、アイヌ民族の願いである新法制定に向けて力を注ぎます。先生方のお力添えのほどをお願い申し上げます。」

- 6) <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/131/1020/13111241020007c.html>（2014年10月23日参照）
- 7) 「委員長（岡野裕君） 萱野茂君に委員長からお話をいたします。
アイヌの言葉で先生がお話しになられたという御意向は理事会で諮ったところがあります。しかし、これを外国語だとは言っておりません。それは、国会審議、委員会審議は皆さんで議論を深めるという意味でありますので、皆さんにわかるような言葉でないと審議が進まない。したがって、短時間でアイヌの言葉はとめて、その通訳をぜひ加えていただきたいといったことでもありますので御理解をいただきます。」
第131回国会 内閣委員会第7号平成六年十一月二十四日（木曜日）記録。
- 8) 昭和二十二年四月十六日法律第五十九号、最終改正：平成二三年五月二五日法律第五三号
- 9) 平成八年六月二十六日法律第九九号、最終改正：平成二四年五月八日法律第三〇号
- 10) 昭和二十三年七月十日法律第三百十一号、最終改正：平成二三年六月二四日法律第七四号
- 11) 平成十一年七月十六日法律第九十六号
- 12) 昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号
- 13) 平成十八年法律第二百十号
- 14) 昭和二十四年五月三十一日法律第四百四十七号
- 15) 平成十七年七月二十九日法律第九十一号
- 16) 平成十五年七月十六日法律第一百十三号、最終改正：平成二一年三月三十一日法律第一八号
- 17) 平成十三年十二月七日法律第四百四十八号
- 18) 平成十一年七月十六日法律第九十六号、最終改正：平成二四年八月二二日法律第六七号
- 19) 平成九年五月十四日法律第五十二号
- 20) 平成十四年三月三十一日法律第十四号
- 21) 平成二十三年六月二十四日法律第七十七号
- 22) 平成十七年十一月七日法律第二百十三号、最終改正：平成二四年六月二七日法律第五一号
- 23) 昭和二十五年四月十五日法律第百号、最終改正：平成二四年八月二二日法律第六七号
- 24) 法令整理において、「一定の言語話者に適用されると考えられる法令」と「特定の言語話者のみ適用される法令」とに分けているのは理解できない。後者に外国人等を例示しているが、前者「裁判所、審査・審判、国会」も同じ人たちが関わるはずである。

- 25) Código Procesal Penal. Ley 23984. 21-ago-1991. Publicada en el Boletín Oficial del 09-sep-1991. Número: 27215
- 26) Código Civil y Comercial de la Nación. Ley 26.994. Sancionada: Octubre 1 de 2014, Promulgada: Octubre 7 de 2014
- 27) Código Procesal Civil y Comercial de la Nación. Ley N° 17.454. 20-sep-1967. Publicada en el Boletín Oficial del 07-nov-1967. Número: 21308. Texto ordenado en 1981 por decreto N° 1042/1981 – B.O. 27/08/1981, Segunda Sección.
- 28) Ley de Educación Nacional. Ley 26.206. Sancionada: Diciembre 14 de 2006. Promulgada: Diciembre 27 de 2006
- 29) 憲法第75条17項の議会の行為規範の一つ、「先住民の民族的文化的存在を認めること：先住民のアイデンティティと二言語・異文化間教育を尊重することを保障する」（拙訳）に基づいている。先住民言語の教育がどのようになされているかは、地方レベルでの実態を調べる必要がある。
- 30) Educación. Ley 26.468. Sancionada: Diciembre 17 de 2008. Promulgada de Hecho: Enero 12 de 2009
- 31) “Todas las escuelas secundarias del sistema educativo nacional” (Art. 1)
- 32) 水戸（2011）によるとブラジルはスペイン語教育を「1998年8月11日に上院が2003年までに全国中等教育で義務化する決定をした」とのことである。
- 33) Texto ordenado de la Ley de Fomento de la Actividad Cinematográfica Nacional n° 17.741 y sus modificatorias (Decreto 1248/2001). 引用した条文は、改訂後 Art. 8.a)、以前は Art. 7.b).
- 34) Servicios de comunicación audiovisual. Ley 26.522. Sancionada: Octubre 10 de 2009. Promulgada: Octubre 10 de 2009.
- 35) DOBLAJE. LEY N° 23.316. Sancionada: Mayo 7 de 1986. Promulgada: Mayo 23 de 1986.
- 36) Leclerc (2013) を参考にした。
- 37) <http://www.fder.edu.uy/2014/documentos/codigo-civil.pdf> (2014/11/02)
- 38) http://www2.ohchr.org/english/bodies/cat/docs/AnexoXIV_Ley18437.pdf (2014/11/02)
- 39) Ley N° 17.378 (2001年) ウルグアイ手話を自然言語として全土ですべての効力を認め、通訳等によって公的なコミュニケーションを保障するとしている。
- 40) http://www.wipo.int/wipolex/es/text.jsp?file_id=177870
- 41) Leclerc (2011) を参考にした。
- 42) Publicada el 10 de marzo de 1990. Publicada en el Diario Oficial el 21 de febrero de 2006, fija texto refundido, coordinado y sistematizado de la ley N° 18.962, Orgánica Constitucional

de Enseñanza

- 43) Decreto No 11 Promúlgase la Convención para la Salvaguardia del Patrimonio Cultural Inmaterial de la UNESCO. Decreto N° 280 Modifica Decreto N° 40, de 1996, que establece los Objetivos Fundamentales y Contenidos Mínimos Obligatorios de la Educación Básica y Fija Normas Generales para su Aplicación (25-Sep-2009). Decreto N° 280: ÍNDICE. Objetivos Fundamentales y Contenidos Mínimos Obligatorios de la Educación Básica y Media, Actualización 2009, Ministerio de Educación, República de Chile, Santiago, Diciembre de 2009.
- 44) *Language Use and English-Speaking Ability for the Population 5 Years and Over for the United States, Regions, and States and for Puerto Rico: 1990 and 2000* <http://www.census.gov/prod/2003pubs/c2kbr-29.pdf> (2014/11/02)
- 45) <http://www.ethnologue.com/country/PR/languages> スペイン語は2011年、英語は2003年のデータ。
- 46) Lewis et al. (2014) のデータで総人口3,726,000人より多い数の理由は不明。
- 47) Nueva Ley publicada en el Diario Oficial de la Federación el 13 de marzo de 2003. Última reforma publicada DOF 09-04-2012.
- 48) texto vigente a partir del 13-08-2014. Nueva Ley publicada en el Diario Oficial de la Federación el 14 de julio de 2014

参考文献

- 大貫良夫他監修. (2013). 『ラテンアメリカを知る事典』. 新版, 平凡社.
- 亀井孝, 河野六郎, 千野栄一編著. (1966). 『言語学大辞典』. 第6巻術語編, 三省堂.
- 萱野茂他. (1997). 『アイヌ語が国会に響く』. 草風館.
- 榎澤幸広. (2006). 「日本の法令と言語——言語権を考察するために」. 『明海大学教養論文集』. (18), 34-41.
- . (2009). 「方言話者と法廷」. 『筑波学院大学紀要』. 4, 83-92.
- 齋藤陽夫. (2006). 「法律と国語・日本語 法律のラウンジ 68」. 『立法と調査』. 2006年257号. http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1003989_po_2006070762.pdf?contentNo=1 (2014年10月23日)
- 堀田英夫. (2013). 「スペイン語圏諸国憲法の条文に見る言語」. 『愛知県立大学外国語学部紀要 言語・文学編』. 第45号, 265-289.
- 水戸博之. (2011). 「アルゼンチンにおけるポルトガル [語] 教育とブラジルにおけるスペイン語教育」. 『言語文化論集』 33(1), 125-140. <http://hdl.handle.net/2237/16180> (2014/10/31)

- Leclerc, Jacques. (2011) «Chili», (2011) «Porto Rico», (2012) «Mexique», (2013) «Argentine», (2013) «Uruguay», (2014) «Guinée équatoriale» en *L'aménagement linguistique dans le monde*, Québec, TLFQ, Université Laval. <http://www.axl.cefan.ulaval.ca/> (2014/11/03~08)
- Lewis, M. Paul, Gary F. Simons, and Charles D. Fennig (eds.). (2014). *Ethnologue: Languages of the World, Seventeenth edition*. Dallas, Texas: SIL International. Online version: <http://www.ethnologue.com>.

資料 (2014年5月から11月にかけて参照した)

日本：法令データ提供システム／総務省行政管理局

<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>

アルゼンチン：Información Legislativa y Documental

<http://www.infoleg.gov.ar/>

ウルグアイ：Poder Legislativo / Consulta de Leyes

<http://www.parlamento.gub.uy/indexdb/leyes/ConsultaLeyesSIPXXI.asp>

チリ：Biblioteca del Congreso Nacional

<http://www.leychile.cl/Consulta>

プエルトリコ：Oficina de Servicios Legislativos de Puerto Rico

<http://www.oslpr.org/LeyesPuertoRico.asp>

メキシコ：LEYES Federales de México—Cámara de Diputados

<http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/index.htm>

Las lenguas oficiales en las leyes de los países hispanohablantes y Japón

HOTTA Hideo

Resumen

Las constituciones de los países: Argentina, Uruguay, Chile, Puerto Rico y México, como también la de Japón, no hacen referencia a la lengua oficial. Entre estos países, Puerto Rico, Estado Libre Asociado de los Estados Unidos de América, tiene una ley en que establece sus lenguas oficiales debido a la rivalidad entre el español y el inglés. Por su parte México reconoce que el español y las lenguas indígenas son lenguas nacionales en la Ley General de Derechos Lingüísticos de los Pueblos Indígenas. Los demás países; Argentina, Uruguay, Chile y Japón cuentan con disposiciones del uso del idioma en cada ley que reglamenta los actos procesales, educación, cinematografía y televisión etc. El español, y el japonés en el caso de Japón, es la lengua oficial *de facto* y las leyes de Argentina, México y Japón las más de las veces se refieren a ella con la denominación de *lengua o idioma nacional* sin mencionar qué lengua es. En una ley de Argentina se usa el término *idioma castellano neutro*, quizá por la conciencia de la peculiaridad regional del español que se habla en su país.